

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年3月まで

大学生の時に20歳になり、国民年金に加入した。当時はA市に住んでいたが住民票はB市の実家に置いており、国民年金保険料の免除制度も理解していたので、母親が平成5年度から8年度までは毎年、B市役所に保険料の免除申請書を提出していた。しかし、5年度及び8年度の保険料は免除となっているが、6年度及び7年度は免除とされておらず、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「大学在学中の20歳になったときに実家のあるB市において、母親が免除申請を行ってくれた。」と主張しているところ、社会保険庁の電算記録において、申立期間の前後に当たる平成5年度分の国民年金保険料の免除申請を平成5年4月30日に、8年度分の保険料の免除申請を8年5月10日にそれぞれ行っていることが確認できる。

また、申立人より4歳年下の弟は、大学在学中の平成8年に20歳となったため、平成8年度分の国民年金保険料の免除申請を平成8年6月17日に、9年度分の保険料の免除申請を9年5月2日に、10年度分の保険料の免除申請を10年4月27日に行っていることが確認でき、申立人の両親は、大学在学中の保険料の免除制度を利用して申立人及びその弟を大学に通学させていたことが推認できる。

さらに、申立人の免除申請を行ったとする母親は、昭和51年12月に国民年金に任意加入後、夫の扶養から外れた平成6年7月から11年6月までの間は、任意から強制への種別変更手続を適切に行っており、60歳になるまで免

除期間（1年間）を除き国民年金保険料をすべて納付するなど、納付意識が高く、年金制度をよく理解していたと認められる。

加えて、申立人の母親は、知人から「国民年金保険料の免除申請書は毎年提出しなさい。」と言われたと主張していることから、学生に係る保険料の免除基準を満たしていた申立期間について、申立人に係る保険料の免除申請手続を2年間も続けて失念するとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間についての国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月まで

子供の大学進学に合わせて会社を辞め、A市（現在は、B市。以下同じ）に住んでいた夫の元に住民票を移すため、昭和 59 年 3 月に市役所本庁の窓口に行き、転入手続と同時に国民年金の任意加入の手続を行った。国民年金保険料をの年払いすると割引があったので、昭和 59 年度分は市役所本庁の窓口で、60 年度分は市の出張所で、それぞれ納付書で一括納付した。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「子供の大学進学に合わせて会社を辞め、A市に住んでいた夫の元に住所を移すため、昭和 59 年 3 月に市役所本庁の窓口に行き、転入手続と同時に国民年金の任意加入の手続を行った。」と主張しているところ、戸籍の附票により、申立人が 59 年 3 月 22 日にA市に転入していることが確認でき、申立人の所持する国民年金手帳の住所欄にも 59 年 3 月 22 日に住所変更した旨が記載され、A市のゴム印も押印されていることから、申立内容に信憑性が認められる。

また、申立人は、「国民年金保険料を年払いすると割引があったので、市役所本庁の窓口及び市の出張所で、それぞれ納付書で一括納付した。」と主張しているところ、当時、市役所本庁内に銀行が存在し、市の出張所においても保険料を納付することが可能であったことを確認済みである。

さらに、昭和 47 年 2 月に国民年金に任意加入後、厚生年金保険に加入する前の 54 年 6 月までの約 7 年間も国民年金保険料を納付し続けており、年金制度をよく理解し、納付意識が高かったと認められることから、A市に転

入後、再度国民年金に任意加入したとの申立ては信用できる。

加えて、申立人が所持する年金手帳においてA市への住所変更の記録があり、国民年金の記録欄に申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪の記録が無いことは、市の担当窓口で記入漏れがあったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 49 年 3 月まで

厚生年金保険に加入中の昭和 48 年 8 月に産前休暇を取得し、国民年金に加入しなければと思い、妊娠中にもかかわらず国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付については出産後に納付書で納めており、保険料は過年度納付したこともあり、保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の加入時期から、申立人はA市において昭和 50 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、申立人が所持する年金手帳及び社会保険事務所の特殊台帳の記録から、厚生年金保険の被保険者資格が喪失した 48 年 10 月 26 日より前の同年 8 月 1 日にさかのぼり、国民年金被保険者資格を強制で新規に取得していることが確認できる。

このことは、申立人が主張しているとおおり、産前休暇を取得したことを会社退職と勘違いし、A市役所B支所で会社を退職した旨を伝えたことから、窓口では申立人の申請を受けて機械的に国民年金の加入手続を行った事務処理上の不手際があったと考えられ、平成 16 年 6 月 3 日に国民年金被保険者資格の取得年月日が昭和 48 年 10 月 26 日に記録訂正されていることから明らかなであり、申立内容に信憑性が認められる。

また、申立人が、国民年金に加入した時点において、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であり、申立人は、昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料を過年度納付していることがA市の国民年金被保険者名簿

(紙台帳)で確認できることから、申立人が国民年金に強制加入しながら、申立期間の保険料を未納のまま放置し、過年度納付の機会を利用しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで

昭和 52 年 8 月に国民年金に任意加入し、銀行で国民年金保険料の口座振替の手続を行い、納付していた。60 年 6 月に国民年金の被保険者資格を喪失した記録があるが、その手続を行った記憶は無く、申立期間が未加入とされていることには納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「銀行で国民年金保険料の口座振替の手続を行い、納付していた。」と主張しているところ、申立人が所持する国民年金保険料納入証明書等により、申立人は、昭和 53 年 10 月から 60 年 5 月（申立期間の直前）まで口座振替により、保険料を任意で納付し続けていることが確認できることから、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人が所持する「昭和 60 年度国民年金保険料口座振替通知書」により、A 市が、申立期間を含む 60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を毎月申立人の指定口座から振替することになっており、同口座は、平成元年に解約されるまで利用されている上、昭和 60 年度は、申立期間直前の 4 月及び 5 月の保険料は同口座から納付されている。

一方、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄において、国民年金被保険者資格を昭和 52 年 8 月 29 日に取得し、60 年 6 月 1 日に喪失しているとの記載があり、社会保険庁の記録とも符合してはいるが、申立人に資格喪失の手続を行った記憶が無く、当時の生活に特別な変化も見当たらないことから、申立期間について口座振替中止の手続は行われておらず、保険料が毎月口座振替によって、納付されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間後、申立人の夫が会社を退職し、再就職するまでの2か月間及び1か月間の2回の国民年金保険料の未納期間については、申立人の夫が失業中で保険料を納めていないことを正直に認めており、申立内容に信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 7 月までの期間及び 56 年 8 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 56 年 8 月から同年 9 月まで

私は、昭和 47 年 8 月に A 市 B 区に転入した時に国民年金の加入手続を行い、その際に区役所の職員から、同年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付するように言われたので、夫婦二人分の保険料を納付した。

また、昭和 56 年当時は、集金人に国民年金保険料を納付しており、未納があるとは考えられず、両申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人及びその夫の所持する国民年金手帳の発行日が昭和 47 年 8 月 29 日であることから、申立てのとおり、申立人及びその夫が 47 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、同手帳により、同年 1 月 1 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、「昭和 47 年 8 月に A 市 B 区役所の職員から、同年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付するように言われたので納付した。金額は夫婦二人分で 3,600 円ぐらいだった。」と主張しているところ、47 年 4 月から同年 7 月までは現年度期間であり、区役所で保険料を納付することが可能である上、納付したと記憶する金額は、当該期間について二人分の保険料を納付した場合の合計金額におおむね一致している。

さらに、申立人及びその夫の国民年金の被保険者資格取得日が昭和 47 年 1 月 1 日とされている理由は不明であるが、申立人は、「47 年 4 月以降の分は納付したが、同年 1 月から同年 3 月までの分は納付していない。」と

正直に説明しており、申立内容には信^{びょう}憑性が認められる。

- 2 申立期間②について、申立人及びその夫は、国民年金に加入後、申立期間②を除き、60歳に至るまでの国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は、60歳到達後も、より多くの年金額を受給するために国民年金に任意加入し、42か月にわたって保険料を納付していることから、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められ、申立期間②の2か月だけを納付しなかったとするのは不自然である。
- 3 なお、申立人の夫も申立期間①及び②が未納とされているにもかかわらず申し立てられていないが、現在申立ての途中である。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年9月まで
② 昭和48年4月から50年3月まで

私は、昭和46年3月に会社を退職後、国民健康保険の加入手続を行った際に、国民年金にも加入しなければならないと言われ、国民年金の加入手続も行った。加入後は、A区役所の出張所において国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が46年5月ごろにB市において国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、申立人は、加入直後にA区に転居しているが、転入先の同区において、加入年度である昭和46年度の国民年金保険料を納付しており、国民年金加入当初において、納付意欲があったと認められる。

申立期間①については、その直前の1年間の国民年金保険料が納付済みである上、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立期間①直後の昭和47年10月から48年3月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、申立期間①中の47年7月に保険料月額が引き上げられていることを踏まえると、申立期間①についても保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、昭和50年3月にA区から再度B市に転居した直前の期間であり、同市に転入後の国民年金保険料はすべて納付済みであるものの、申立人は、当時はC（都道府県名）内の何店舗かのすし店に住み

込みで働いていた時期もあったとしており、住民票はA区Dに置いたままであったとしていることから同区から郵送された納付書を受け取っていた可能性はあるものの、申立人が申立期間②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から47年3月まで

昭和46年7月に会社を退職する時、退職後は国民健康保険と国民年金に加入するよう会社から言われたため、A区役所B出張所で国民年金に加入し、当時住んでいた建物の一角にあったC信用組合で納付書により国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、病気療養のため会社を退職し、退職時に国民健康保険と国民年金に加入するよう指導を受け、当時はその両方に加入しなければならないと考えていたので、住所地であるA区役所B出張所の窓口で担当者から教えてもらいながらその両方の関係書類に必要事項を記載して加入手続を行ったとしているところ、通常、区役所窓口においては、国民健康保険の加入手続の際に国民年金への加入を指導しており、申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人が納付書により国民年金保険料を納付したと主張しているC信用組合は、当時の申立人住所の近所に現存している上、当時のA区では国民健康保険料を毎月納付書により金融機関で納付できることは確認済みであり、3か月ごとの納付であった国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に毎月納付していたという主張に記憶の混同があるものの、申立内容に大きな矛盾点はなく、申立期間は9か月と短期であり、療養のために必要な国民健康保険料を納付すると共に国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

なお、申立人が療養のため退職した会社での雇用期間が4か月間あることから、健康保険の任意継続が可能であるが、申立人は、会社側から任意継続の説明はなかったとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 2 月 15 日まで

平成 19 年 10 月に厚生年金の被保険者期間について確認したところ、A社B所については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の期間にはならないと回答があった。同事業所では、会計係や労務係で仕事をしていたので厚生年金保険の制度についての知識はあった。

脱退手当金は請求していない上、昭和 20 年 2 月から終戦までC隊に海軍飛行予科練習生（以下「予科練」という。）として入隊していたので受け取ってもいない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B所において申立人の厚生年金保険の資格喪失日前後に資格喪失し、申立人と同様の短期脱退手当金の受給要件を満たしていると思われる者2名（男子1名、女子1名）は、脱退手当金の支給記録が無い上、このうち男子1名については、申立人と同様に兵役に行ったと証言し、資格喪失日がほぼ一致していることから、同事業所においては、短期脱退手当金について、事業主による代理請求が慣例的に行われていたとは考え難い。

また、申立人は、「A社B所を昭和 20 年 2 月に退職後、すぐにD県E市にあったC隊に予科練として入隊しており、脱退手当金の請求手続を行うはずがない。」と主張しているところ、A社B所の元同僚は、申立人が予科練として入隊するために退職したと証言していること及び申立人が主張する入隊時期とC隊の設立時期とがほぼ一致していることから、申立人の主張は信憑性^{びよう}が高いと認められ、予科練として入隊中に申立人本人が脱退手当金の請求手続を行ったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から55年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、55年12月から56年3月までの期間及び57年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から55年11月まで
② 昭和55年12月から56年3月まで
③ 昭和57年2月から同年3月まで

申立期間①については、昭和44年6月から飲食店を開業しており、国民年金保険料は納付書が送られてくるたび、夫婦二人分の保険料を定期的に市役所で納付していた。経営は順調であり、資金繰りには困っていなかったため、保険料の免除の手続も行った覚えが無く、未納、未加入及び免除とされていることは納得できない。

申立期間②及び③については、国民年金保険料の追納納付書が郵送されてきたため、保険料を支払ったが、そもそも免除の手続を行った覚えが無く、保険料もきちんと納付したため、重複納付となっているのではないかと思われる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、A市において昭和45年11月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、申立人の所持する年金手帳により、申立人が国民年金被保険者資格を20歳となる39年7月にさかのぼって新規に強制で取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間①については、申立人は、「夫婦二人分の国民年金保険料を定

期的に納付した。」と主張しているが、申立人の前夫に係る納付記録をみると、申立人の昭和 52 年 6 月から同年 12 月までの未加入期間を除き、申立期間①は、保険料が未納又は免除（47 年 4 月から 52 年 3 月及び 53 年 4 月から 56 年 3 月）となっていることから、保険料を納付した形跡が無く、保険料の納付の実態が不明である。

なお、申立人の所持している年金手帳及び B 市が保管している国民年金被保険者名簿（電算記録）により、理由は不明であるが、申立人が 52 年 6 月 7 日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認（53 年 1 月 1 日に国民年金被保険者資格を再取得）できることから、申立期間①の一部については、国民年金保険料を納付することができない。

- 3 申立期間②及び③については、申立人は、「国民年金保険料は支払ったはずなのに、再度、納付書が届いたので納付しており、重複納付となっているのではないか。」と主張しているが、申立人が所持する領収書から昭和 55 年 12 月から 56 年 3 月までの期間、57 年 2 月及び同年 3 月の保険料を免除期間の追納期限ぎりぎりの平成 2 年 12 月 17 日に追納していることが確認できる上、社会保険庁の特殊台帳から申立期間②及び③に挟まれた 56 年 4 月から 57 年 1 月までの期間についても追納していることが確認でき、申立人の前夫についても申立期間②は免除期間又は未納であることから、申立人が重複して保険料を納付した形跡は見当たらない。
- 4 さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②及び申立期間③の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 52 年 6 月まで

昭和 51 年 3 月に短大を卒業し、実家でピアノ教室を開設した。しばらくして A 町役場から国民年金に加入し 20 歳からの国民年金保険料の未納分を一括納付するよう連絡があり、約 7 万円を納付書で一括納付したと記憶している。高額な金額であり、「20 歳からの未納分」との言葉をはっきり覚えているので、保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和 54 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、A 町の国民年金被保険者名簿（紙台帳）により、申立人が国民年金被保険者資格を 20 歳となる 50 年 8 月 14 日にさかのぼって新規に強制で取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A 町の国民年金被保険者名簿（紙台帳）には、申立人が、昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を 54 年 10 月 8 日に現金で過年度納付したことを示すゴム印「マル現」の押印と「54.10.8 52,560 円」の記載があり、記載された金額は、当時の同期間を過年度納付した場合の金額に符合しており、20 歳からの保険料の未納分として約 7 万円を納付したとの申立ては、この過年度納付した金額（約 5 万円）と 54 年 4 月から同年 9 月までの現年度分の保険料（約 2 万円）の合計額と記憶違いしている可能性が高い。

さらに、申立人が昭和 54 年 10 月に国民年金保険料を過年度納付した時期は、第 3 回目の特例納付制度が実施されていた時期であり、保険料を特例納

付で納付することは可能であるが、申立期間を特例納付した場合の金額は、申立人が記憶している金額と大きく異なっている上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、追納されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで

大学生であった平成4年7月から8年3月の国民年金保険料の納付については、免除申請を行い、その後、実家の両親が1年分の保険料をまとめて銀行及び郵便局で追納していた。申立期間の保険料は、両親が17年1月から3月ごろの間に追納しており、免除とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成4年7月から8年3月の国民年金保険料の納付については、免除申請を行い、実家の両親が1年分の保険料をまとめて追納していた。」と主張しているところ、平成4年度分の保険料を13年12月11日に、5年度分の保険料を15年3月18日に、6年度分の保険料を16年3月31日に追納していることが申立人の所持する領収書によって確認できることから、追納制度を利用して免除期間中の保険料を納付していたことは認められる。

しかし、申立人の国民年金保険料を追納で納付したとされる両親は、「保険料を平成17年1月から同年3月ごろの間に追納した。17年当時のことと言われても金額等の詳細については記憶が無い。」と証言しているが、平成4年度から6年度までの保険料を追納した領収書はあるものの、申立期間に係る領収書は無く、追納したことが確認できる領収書に領収印がある銀行及び郵便局からは、納付した事実が無い又は関係資料の保存期限を過ぎており確認できないとの回答があった上、申立人は保険料の納付に直接関与していないことから、納付の実態が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から47年8月までの期間及び47年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から47年8月まで
② 昭和47年9月から61年3月まで

結婚後の昭和48年の春以降、A市役所から国民年金の加入勧奨のはがきが再三届き、そのはがきには、「未加入であった分も、特例で一括納付が可能」という記載があった。そして、同年の夏ごろに、夫が市役所に行き、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の5年分の国民年金保険料として30万円以上を納付した。また、申立期間②については、銀行又は農協で口座振替により納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁の「番号管理簿及び年金手帳受払簿」により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年6月5日にA市に払い出されたものの一つであることが確認できるとともに、同市の国民年金被保険者台帳（電算記録）及び申立人が所持する年金手帳により、申立人が国民年金の被保険者資格を同年4月1日にさかのぼって取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人がA市から国民年金の加入勧奨を受けたとする昭和48年の時点において、申立人は、その夫が厚生年金保険の被保険者であるため国民年金の任意加入期間に該当し、同市は、「加入勧奨を行う時点で任意加入被保険者である者には、加入勧奨を行っていなかった。また、特例納付の勧奨は、国民年金に加入している者で、かつ、特例納付しなければ受給資格を満たさない者だけに行っていた。」と説明しており、申立内容に不自然さが認められる。

2 申立期間①については、申立人は、昭和48年の夏ごろにその夫が、30

万円以上を納付したと主張しているが、この時期は特例納付の実施時期ではない上、その後に実施された第2回の特例納付により納付したとした場合の納付金額と大きく異なっている。

- 3 申立期間②については、同期間のうち、昭和47年9月から48年3月までの国民年金保険料については、仮に申立内容のとおり、48年の夏に国民年金の加入手続を行っていたとしても、過年度納付となることから金融機関での口座振替は制度的にできず、申立内容に不自然さが認められる。
- 4 さらに、申立人は、申立期間②について、銀行又は農協で口座振替により納付していたとするのみで、申立期間②の国民年金保険料の納付に係る具体的な記憶が無い上、申立人が申立期間①及び②について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 46 年 3 月まで

申立期間当時は家族全員で自営業を営んでおり、父が私たち兄弟の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれた。姉と二人の弟が 20 歳から国民年金に加入し保険料を納付しているにもかかわらず、私だけ申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その弟（長男）と連番で払い出されており、前後の任意加入者の加入時期から、申立人が昭和 46 年 7 月ごろに A 町において国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、同町の国民年金被保険者カード及び申立人が所持する年金手帳により、申立人が国民年金の被保険者資格を同年 4 月 1 日にさかのぼって取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとするその父親は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付についての実態が不明である。

さらに、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行ったその弟については、同人が 20 歳になった昭和 45 年 10 月にさかのぼって国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立人については、国民年金の加入手続を行った 46 年 7 月の時点において、申立期間のうち、42 年 2 月から 44 年 3 月までの保険料については時効により納付することができない上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、

家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 53 年 3 月まで

昭和 53 年 4 月 20 日に A 市役所で国民年金の加入手続を行った際、同市職員から、8 年間さかのぼって国民年金保険料を納付することができると言われ、翌日、40 万円ぐらいを同市役所内の B 銀行の窓口で納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及び A 市の国民年金被保険者台帳により、申立人は、昭和 53 年 4 月 20 日に国民年金の被保険者資格を任意で初めて取得していることが確認でき、それ以前にさかのぼって同資格を取得していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、同日以前に国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしている。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った翌日の昭和 53 年 4 月 21 日に、申立期間の国民年金保険料を A 市役所内の B 銀行の窓口で納付したと主張しているが、同時期は特例納付の実施時期ではない上、申立期間のうち、45 年 4 月から 50 年 5 月までの期間については、申立人は国民年金の任意加入期間に該当するため、特例納付制度を利用することはできない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った時点において、申立期間のうち、昭和 50 年 12 月以前の国民年金保険料については時効により過年度納付することもできない上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年9月まで

昭和46年9月末に会社を退職した後、すぐにA区役所B出張所で国民年金の加入手続を行った。その後は、近くの郵便局や銀行窓口で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和51年7月ごろにC市に払い出されたことが確認でき、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳における資格取得年月日は、当初昭和51年4月1日と記載されていたが、46年10月1日に訂正されていることが確認できることから、申立人はC市に転居後に初めて国民年金の加入手続を行い、いったん加入年度の4月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得した後、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が46年10月1日であることが判明し、国民年金の被保険者資格取得日を同日に訂正されたものと推認できる。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和51年7月の時点において、申立期間のうち、46年10月から49年3月までの国民年金保険料については、時効により過年度納付することができない。

加えて、申立人はA区において行ったとする国民年金加入手続や国民年金保険料納付についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申

立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 10 日から 42 年 3 月 26 日まで
② 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているとの回答を得た。会社から脱退手当金についての説明を受けたことは無く、年金を継続する意思があったので、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿において申立人の資格喪失日前後に資格喪失している女性 19 名のうち、脱退手当金の支給記録がある 7 名は、いずれの者も資格喪失日から約 2 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、脱退手当金の支給記録のある複数の元同僚は、「事業所の担当者から脱退手当金の説明を受け、脱退手当金の請求手続は会社に代行してもらい受給した。」と証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、A社の前に勤務したB社の厚生年金保険の被保険者期間も含めて計算され、支給額に計算上の誤りは無く、A社の資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 9 月 12 日に脱退手当金の支給決定が行われているほか、申立人が勤務していた同事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び上記支給記録のある女性 7 名はいずれも脱退手当金支給の欄に支給を意味する「○」印があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 1 日から 47 年 10 月 5 日まで

A社B支店に昭和 44 年 12 月 1 日に販売正社員として採用され、47 年 10 月 4 日まで勤務した。当時、健康保険組合の保険証を使用し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをはっきりと覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてはしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の元上司及び元同僚の証言並びに申立人が所持している同社から表彰されたトロフィーにより、申立人は、販売員として同社に勤務していたと認められる。

しかし、元上司及び申立人の証言により、申立期間にA社B支店で販売員として勤務していたと考えられる者が 12 名（申立人を除く。）確認でき、このうち7名は、申立人と同様に同社における厚生年金保険の被保険者記録は無く、この中で申立人が同じ販売の班長という役職であったと説明している元同僚は、「自分は昭和 44 年 8 月ころから 48 年 2 月ころまで同社に勤務した。」と証言していることから、申立人より勤務期間が長く、同じ役職であった者と考えられる者にも被保険者記録が無いことが確認できる。

また、上記 12 名のうち、5 名については厚生年金保険の加入記録があるものの、このうち、2 名は昭和 46 年 5 月 1 日資格取得であるが、申立人は「自分が入社した昭和 44 年 12 月には在籍していた。」と説明しており、3 名は申立期間以後の 48 年 5 月 1 日の資格取得となっていることから、販売員として厚生年金保険に加入している者は、入社後ある程度の勤務年数を経てから加入手続が行われたと推測される。

さらに、A社の元人事担当者は、「販売員のうち、一部の者については当社

の内部規定に基づき厚生年金保険に加入させていたものの、原則的には加入させていなかった。」と証言している。

これらの事情を踏まえると、A社の厚生年金保険の加入に係る内部規定については保存されておらず、その内容については不明であるものの、同社では、申立期間当時、販売員の厚生年金保険への加入について、上記5名のよう一部の者については例外的に加入させることはあったが、原則として加入させない取扱いを慣例としていたと考えられ、かつ、前述の元同僚にも厚生年金保険の被保険者記録が無いことを勘案すると、同社が、販売員である申立人に対して厚生年金保険に加入させない取扱いをしていても特段の不自然さは無いと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間前後に被保険者資格を取得した者の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない上、同社は既に全喪し、後継事業所では、「申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は保存期間を経過しているため廃棄処分した。」と説明している上、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月 29 日から 34 年 3 月 2 日まで

60 歳になる 2 年程前に A 社の厚生年金保険の記録を確認したところ、脱退手当金を受けていると言われ驚いた。それでも思い 60 歳の時に、再度年金請求手続のため記録の確認をした際、脱退手当金を受けているので厚生年金は請求できないと社会保険事務所で言われ悔しい思いをした。脱退手当金の支給請求をした覚えは無く、受け取ってもいないので、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の資格喪失日前後に資格を喪失している女性 59 名のうち、46 名に脱退手当金の支給記録があり、このうち 41 名は、厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、聴取できた脱退手当金の支給記録がある元同僚は、「所持している当時の厚生年金保険被保険者証（申立人は同証を紛失している。）に「脱 B（社会保険事務所名）」の押印がある。」と証言しているほか、当時は通算年金制度発足前であることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

なお、申立人は、「当時の A 社の社会保険担当者から、退職した後も年金を続けたければ、結婚するとしても退職理由を『結婚』としてはならないと教えられており、会社には退職理由を『家庭の事情』と伝えたと思う。」と主張し、申立人と一緒に退職し退職理由を「家庭の事情」と伝えたと言っている元同僚には脱退手当金の支給記録は無いが、元総務担当取締役は、「当時の関係資料は現存しておらず、脱退手当金の取扱いは不明である。」と証言し、他の当

時の関係者からも証言が得られないため、申立人の退職理由を確認することができず、同社における退職理由と脱退手当金の代理請求手続の関係については不明である。

また、申立人の脱退手当金は、A社の資格喪失日から約1か月後の昭和34年4月21日に脱退手当金の支給決定が行われている上、社会保険庁業務センターが保管する被保険者台帳には、厚生省保険局年金保険課（現在は、社会保険業務センター）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所に対して、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 3 日から 29 年 5 月 11 日まで
② 昭和 29 年 6 月 11 日から 34 年 9 月 29 日まで
③ 昭和 34 年 10 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで

A社とB社の厚生年金被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、退社時に脱退手当金の話を聞いたことは無いし、請求した覚えも無い。両事業所ともに退職金は無かったので、脱退手当金と退職金を混同することも無い。脱退手当金をもらっていないので、申立期間について、脱退手当金の支給済み記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、B社の前に勤務したA社の厚生年金保険の被保険者期間も含めて計算されており、支給額に計算上の誤りは無く、B社の資格喪失日から約3か月後の昭和37年5月11日に脱退手当金の支給決定が行われている上、社会保険庁業務センターが保管する被保険者台帳には、厚生省保険局年金保険課（現在は、社会保険業務センター）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所に対して、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答したことが記録されているほか、申立人が勤務していた同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人の資格喪失日前後に資格喪失し、脱退手当金の支給記録がある女性7名はいずれも脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印又は手書きで「脱」と記されているなど、脱退手当金に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 21 日から同年 11 月 11 日まで
昭和 45 年 4 月にA社を退職し、すぐにB社に就職したが厚生年金保険の記録が7か月も空白になっている。就職したときから厚生年金保険を給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立人が厚生年金保険の被保険者資格の取得日と同日の昭和 45 年 11 月 11 日であることから、申立期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、他の元同僚は、「同社が適用事業所になる前は国民年金に加入していた。」と証言しており、当該元同僚は、前の会社を退職後同社が適用事業所になるまでの期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、B社は、既に全喪しており、元事業主は、「申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は、会社の倒産に伴い既に廃棄しているが、当時、福利厚生を充実させるため、昭和 45 年 11 月頃に厚生年金保険及び健康保険の適用事業所となった。」と証言している。

このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 12 日から同年 11 月 6 日まで

昭和 53 年 2 月 12 日に A 社を設立し代表取締役就任した。社会保険庁の記録では、53 年 11 月 6 日に厚生年金保険被保険者資格取得となっているが、会社設立時より厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除していた記憶があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

閉鎖登記簿謄本により、A 社は、昭和 53 年 2 月 17 日に設立登記されていることが確認できるが、社会保険庁の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、同年 11 月 6 日であることから、同社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人を除く会社設立当初からの元同僚 2 人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、2 人とも同社が適用事業所となった昭和 53 年 11 月 6 日と同日であることが確認できる。

さらに、昭和 53 年 5 月に入社した元社員が所持する A 社と明記された給与明細書により、当該事業所における厚生年金保険料控除は、同年 12 月の給与から前月 11 月分の保険料を控除したのが最初であったと確認できるほか、申立期間について申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月から 31 年 5 月まで
: ② 昭和 31 年 8 月から 32 年 11 月まで

A社に昭和 30 年 11 月から 31 年 5 月まで勤務した後、運送会社に転職したが、再び働くようになり、31 年 8 月から 32 年 11 月まで勤務した。その間、給料から何か控除されていた記憶があり、また、健康保険証を使ってB病院で首の治療を受けたことも覚えている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚からの証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、当該複数の同僚からは、「すぐに辞めていく者が多く、入社してすぐには厚生年金保険に加入させていなかった。」「独身者は申出が無い限り厚生年金保険に加入させていなかった。」及び「手取り収入の多い方が良いとして社会保険に加入したくないという者もいた。」との証言がある。

また、昭和 25 年ごろ入社したとする同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日が約 4 年後の昭和 29 年 6 月 10 日となっていること、昭和 30 年に入社したとする同僚の被保険者資格の取得日が約 1 年後の昭和 31 年 10 月 1 日となっていること、及び妻帯者であった同僚は入社と同時に被保険者資格を取得していることを踏まえると、当該事業所では慣例として、妻帯者でないものについては、入社後直ちに厚生年金保険への加入手続を行わなかったものと認められる。

さらに、申立期間①及び②に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号は連番で欠番は無く、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、会社の健康保険証を使ってB病院で首の治療を受けたことを記憶していると主張しているが、当該病院では当時のカルテは既に廃棄していることから、事実関係を確認できない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 1 日から 55 年 2 月 1 日まで
昭和 27 年 6 月 1 日に A 社（昭和 39 年 3 月 1 日に事業所名を B 社に変更）に就職し、60 年 2 月 1 日まで途切れることなく継続勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和 54 年 5 月 31 日に B 社をいったん退職し、申立期間を挟んで 55 年 2 月 1 日に当該事業所に再雇用されていることが確認できるとともに、当該雇用保険の記録は、当該事業所における厚生年金保険の記録とも符合している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、いったん退職後の 54 年 6 月に健康保健証が返納されていることが確認できる。

また、申立人の元上司は、「当時は 58 歳が定年で、申立人は定年で会社を辞めたと思う。」と証言しており、当時総務担当であった元同僚も、「申立人はいったん退職し、経験豊富であったため、社長の意向で囑託として再雇用されたと記憶している。」と証言している。

さらに、当該事業所では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄しており、このほか、申立人が事業主より給与から厚生年金保険料を控除されたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。